

対象者の要件

(1) 下記地域の住民(地震の発生以後に他市町村へ転出した方を含む)

都道府県	法律	市町村
青森県	災害救助法	八戸市、上北郡おいらせ町
	被災者生活再建支援法 (6月施術分)	三沢市、三戸郡階上町
岩手県	災害救助法	全34市町村
宮城県	災害救助法	全35市町村
福島県	災害救助法	全59市町村
茨城県	災害救助法	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
	被災者生活再建支援法 (6月施術分)	古河市、結城市
栃木県	災害救助法	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須郡烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
	被災者生活再建支援法 (6月施術分)	足利市
千葉県	災害救助法	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
	被災者生活再建支援法 (6月施術分)	銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井市、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町
新潟県	災害救助法	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	災害救助法	下水内郡栄村

(2) 次のいずれかの申立てをした者

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方